

岩倉市商工業振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 岩倉市商工業振興事業補助金（以下「補助金」という。）は、商工会が行う、商工業の振興に寄与する事業等に必要な経費の一部を補助し、もって市内の秩序ある経済発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づくものをいう。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、商工会が実施する一般事業及びその管理費とし、次に掲げるものは対象外とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 渉外費
- (2) 負担金
- (3) 賃貸料
- (4) 借入金利息
- (5) 会館建設引当金
- (6) 予備費

2 前項の事業は、当該年度4月1日から3月31日までに行われるものとする。

(補助率)

第4条 前条の事業実施に必要な経費に対する補助率は、同条の事業実施に必要な経費の50パーセント以内とし、市の予算範囲内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市商工業振興事業補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添え、当該年度6月30日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金交付の決定を行い、商工会に対しその旨通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 商工会は、前条の決定に不服のあるときは、決定のあった日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 補助金を受けようとするときは、請求書（様式第2）に関係書類を添え、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、商工会の請求に基づき分割して概算払することができる。

(事業変更等の承認)

第10条 商工会が当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に岩倉市商工業振興事業補助金変更承認申請書(様式第3)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、一事業10万円未満、総事業費に対する50万円未満の変更は、この限りでない。

(実績報告書)

第11条 商工会は、当該年度3月31日までに事業を完了し、10日以内にその成果を記載した岩倉市商工業振興事業補助金実績報告書(様式第4)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条に定める補助事業の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは補助金の額を確定し、商工会に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、商工会が次に掲げる事項に該当する行為を行ったときは、補助金交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱、補助金の交付の決定に付した条件、その他法令等に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を市長の承認を受けずに変更し、若しくは中止し、又は廃止したとき。

(書類の整備及び保存)

第14条 商工会は、補助事業に係る経理及び事業内容を明らかにする証拠書類(領収書等)を整理して、5年間保存しなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、商工会に対し、事業遂行に関し必要な指示をし、報告を求めることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。